

令和元年度 財政援助団体等監査（２）監査結果措置状況

《神戸リゾートサービス株式会社》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>①使用料の割引制度の承認を得るべきもの</p> <p>有料公園の使用料減免については、神戸市都市公園条例、同条例施行規則、同条例施行細目に定めがあり、割引制度は、条例施行規則第8条に定める減免事由「市長が特別の理由があると認めた場合」に該当しなければ、割引を行うことができない。</p> <p>しかし、ハーブ園では、協定書等に割引制度についての定めがないにもかかわらず、市の承認を得ずに、割引されている事例があった。</p> <p>使用料の割引については、市の承認に基づいて行うべきである。</p>	<p>未承認となっていた使用料減免案件については、令和2年度の事業計画書より全ての減免案件を掲載し市が承認している。再発防止に向け、減免ルールの徹底に努めていく。</p>	<p>措置済</p>